

五監公告第8号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成31年3月28日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

上下水道局（下水道事業）

3. 監査の期間

平成31年3月1日～平成31年3月25日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
公共下水道使用料通知書及び工事関係等の事務処理において、記載内容の誤りや整合性のとれていない事例が見受けられる。適正な事務処理に努められたい。	書類に不備や不整合がないか、十分確認するよう局員に周知いたしました。今後は、このようなことがないように、適正な事務に努めてまいります。